

福岡市地域型保育事業所における延長保育事業 補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市地域型保育事業所における延長保育事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、福岡市地域型保育事業における延長保育事業実施要綱（以下、「実施要綱」という）に基づき、市が予算の範囲内において交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助事業対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる補助事業者（以下、「補助対象事業者」という。）は、延長保育事業を実施する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所（以下、「地域型事業所」という。）とする。

(交付基準)

第4条 実施要綱第8条に基づく補助金については、別紙「交付基準」において定める。

(申請手続き)

第5条 補助対象事業者は、「延長保育事業補助金交付申請書」（様式1）に、事業開始後2ヶ月間の利用実績状況から年間の事業計画等を行い、定款（写）及び法人役員名簿（写）を附して、原則として当該年度の6月10日までに市長に提出すること。

2 前項にかかわらず、年度途中で事業を開始する地域型保育事業所にあつては、速やかに、市長に提出することができるものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定を行った場合は、「延長保育事業補助金交付決定通知書」（様式2）により補助対象事業者に通知するものとする。

(実績及び変更報告等)

第7条 補助対象事業者は市長に対し、毎月の利用状況について保育標準時間延長保育事業を実施した場合は「利用状況実績報告書」(様式5)及び「降所時間一覧表」(様式6及び様式7)に、保育短時間延長保育事業を実施した場合は「利用状況実績報告書」(様式8)及び「利用時間一覧表」(様式9及び様式10)に記載し、実施月の翌月10日までに報告しなければならない。

2 補助対象事業者は市長に対し、補助事業が完了したときには、「延長保育事業実績報告書」(様式3)により、翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第8条 市長は、前条第2項の報告を受けた場合は、報告書の内容を調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、「延長保育事業補助金確定通知書」(様式4)により補助対象事業者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本市に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象事業者に対し当該申請者又は当該補助事業対象者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来の継続については、その必要性を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月10日から施行する。ただし、その適用については、平成30年4月1日から行う。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来の継続については、その必要性を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来の継続については、その必要性を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。ただし、その適用については、令和2年4月1日から行う。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来の継続については、その必要性を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来の継続については、その必要性を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別紙 交付基準

実施要綱第2条の事業を実施するための人件費、給食費、その他必要となる諸経費として一般型または訪問型に区分し定める額、及び利用料減免に対し補助する。

(延長時間により区分される次に定める額とする)

1 一般型

(1) 保育短時間認定

1人当たり年額

- ① 小規模保育事業 (A型・B型)
 - (延長時間 1時間) 12,000円
 - (延長時間 2時間) 24,000円
 - (延長時間 3時間) 36,000円

- ② 小規模保育事業 (C型)
 - (延長時間 1時間) 15,200円
 - (延長時間 2時間) 30,400円
 - (延長時間 3時間) 45,600円

- ③ 事業所内保育事業 (定員20人以上)
 - (延長時間 1時間) 18,700円
 - (延長時間 2時間) 37,400円
 - (延長時間 3時間) 56,100円

- ④ 事業所内保育事業 (定員19人以下)
 - (延長時間 1時間) 11,100円
 - (延長時間 2時間) 22,200円
 - (延長時間 3時間) 33,300円

- ⑤ 家庭的保育事業
 - (延長時間 1時間) 76,100円
 - (延長時間 2時間) 152,200円
 - (延長時間 3時間) 228,300円

※ 保育短時間認定における補助額は、上記の1人当たりの年額に在籍する短時間認定児童数を乗じた額とする。なお、在籍する短時間認定児童数とは、各月の初日に在籍する短時間認定児童数を合計し、12で除した額とする。(端数の場合、小数点第一位を四捨五入し得た額とする)

(2) 保育標準時間認定

1 事業当たり年額

① 小規模保育事業（A型）

ア 食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所（以下、「自園調理等の事業所」という。）

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間1時間）	1,228,000円
（延長時間2～3時間）	1,529,000円
（延長時間4～5時間）	3,982,000円
（延長時間6時間以上）	4,621,000円

イ 食事について、その他の方法により提供する事業所（以下、「その他の事業所」という。）

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間1時間）	1,181,000円
（延長時間2～3時間）	1,379,000円
（延長時間4～5時間）	3,241,000円
（延長時間6時間以上）	3,617,000円

② 小規模保育事業（B型）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間1時間）	1,228,000円
（延長時間2～3時間）	1,529,000円
（延長時間4～5時間）	3,982,000円
（延長時間6時間以上）	4,621,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間1時間）	1,181,000円
（延長時間2～3時間）	1,379,000円
（延長時間4～5時間）	3,241,000円
（延長時間6時間以上）	3,617,000円

③ 小規模保育事業（C型）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	1,228,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,529,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	3,876,000円
（延長時間 6 時間以上）	4,515,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	300,000円
（延長時間 1 時間）	1,181,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,379,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	3,135,000円
（延長時間 6 時間以上）	3,511,000円

④ 事業所内保育事業（定員20人以上）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	276,000円
（延長時間 1 時間）	1,421,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	2,264,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	4,761,000円
（延長時間 6 時間以上）	5,591,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	276,000円
（延長時間 1 時間）	1,208,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	1,570,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	3,525,000円
（延長時間 6 時間以上）	4,113,000円

⑤ 事業所内保育事業（定員19人以下・A型）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	276,000円
（延長時間1時間）	1,129,000円
（延長時間2～3時間）	1,407,000円
（延長時間4～5時間）	3,663,000円
（延長時間6時間以上）	4,251,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	276,000円
（延長時間1時間）	1,087,000円
（延長時間2～3時間）	1,268,000円
（延長時間4～5時間）	2,981,000円
（延長時間6時間以上）	3,328,000円

⑥ 事業所内保育事業（定員19人以下・B型）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	276,000円
（延長時間1時間）	1,129,000円
（延長時間2～3時間）	1,407,000円
（延長時間4～5時間）	3,663,000円
（延長時間6時間以上）	4,251,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	276,000円
（延長時間1時間）	1,087,000円
（延長時間2～3時間）	1,268,000円
（延長時間4～5時間）	2,981,000円
（延長時間6時間以上）	3,328,000円

⑦ 家庭的保育事業（利用定員4人以上）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	200,000円
（延長時間1時間）	540,000円
（延長時間2～3時間）	969,000円
（延長時間4～5時間）	2,456,000円
（延長時間6時間以上）	3,919,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	200,000円
（延長時間1時間）	525,000円
（延長時間2～3時間）	919,000円
（延長時間4～5時間）	1,815,000円
（延長時間6時間以上）	3,016,000円

⑧ 家庭的保育事業（利用定員3人以下）

ア 自園調理等の事業所

（延長時間30分）	150,000円
（延長時間1時間）	278,000円
（延長時間2～3時間）	510,000円
（延長時間4～5時間）	1,677,000円
（延長時間6時間以上）	2,821,000円

イ その他の事業所

（延長時間30分）	150,000円
（延長時間1時間）	263,000円
（延長時間2～3時間）	460,000円
（延長時間4～5時間）	1,036,000円
（延長時間6時間以上）	1,917,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（居宅訪問型）

1人当たり年額

（延長時間 1 時間）	228,400円
（延長時間 2 時間）	456,800円
（延長時間 3 時間）	685,200円

(2) 保育標準時間認定（居宅訪問型）

1事業当たり年額

（延長時間30分）	150,000円
（延長時間 1 時間）	263,000円
（延長時間 2 ～ 3 時間）	460,000円
（延長時間 4 ～ 5 時間）	779,000円
（延長時間 6 時間以上）	1,099,000円

- ※ 1 及び 2 とともに事業実施月数が12ヵ月に満たない場合、交付金の算定方法に基づき算出した額を12で除した数に、実施月数を乗じた額とする。
（百円未満切り捨て）
- ※ 土曜日において、平日より短い延長時間とする場合、または延長保育を実施しない場合は、上記で算出した額に $5/6$ を乗じた額とする。（百円未満切り捨て）
- ※ 福岡市地域型保育事業所における延長保育事業補助金交付要綱第5条第1項に基づき申請がなされた場合、補助金交付決定後に概算交付し、事業完了後に実績に基づき精算する。
- ※ 福岡市地域型保育事業所における延長保育事業補助金交付要綱第5条第2項に基づき年度途中で申請がなされた場合、事業完了後に実績払いとする。

3 延長保育事業利用料減免対象者加算補助

(1) 補助内容

福岡市地域型保育事業所における延長保育実施要綱第7条第4項に基づき、対象児童の延長保育利用料を減免した場合には、当該減免した利用料相当額を以下に基づき補助する。

(2) 月単位の延長保育利用者

該当する児童1人につき、実際に減免した月額利用料の年間合計額と、補助額区分表に定める月額減免基準額の年間合計額を比較して、低い方の額を交付する。

(3) 1日単位の延長保育利用者

該当する児童1人につき、実際に減免した1日単位の利用料の月間合計額と、補助額区分表に定める月額減免基準額とを比較して、低い方の額を交付する。

補助額区分表（月額減免基準額）

区 分	1時間延長	2時間延長	3時間延長	4時間延長	1日単位の延長
1人当たり月額	4,000円	6,000円	7,000円	12,000円	4,000円

(4) 補助金の交付及び精算時期

事業完了後に実績に基づき精算払いとする。